食品安全委員会(第518回会合)議事概要

日 時:平成26年6月17日(火) 14:00~15:10

場 所:食品安全委員会大会議室 出席者:熊谷委員長ほか6名出席

傍聴者:報道5名、行政機関1名、一般3名

議事概要

- (1)食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について
 - 添加物 1品目(説明事項の変更)カンタキサンチン
 - →厚生労働省から説明。 本件については、引き続き添加物専門調査会において審議すること となった。
- (2)企画等専門調査会における審議結果について
 - 平成25年度食品安全委員会運営状況報告書について
 - →事務局から説明。 平成25年度食品安全委員会運営状況報告書について、案のとおり 決定された。
- (3)添加物専門調査会における審議結果について
 - •「2,3-ジエチルピラジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - →担当委員の山添委員及び事務局から説明。 取りまとめられた評価書(案)については、意見・情報の募集手続

に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答(案)の 作成及び評価書(案)への反映を添加物専門調査会に依頼すること となった。

- (4)動物用医薬品専門調査会における審議結果について
 - ・「ロニダゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集につ いて
 - →担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書(案)については、一部文言を修正の上、 意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報 の整理、回答(案)の作成及び評価書(案)への反映を動物用医薬 品専門調査会に依頼することとなった。

- (5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
 - 農薬及び動物用医薬品「ルフェヌロン」に係る食品健康影響評価について
 - →事務局から説明。

「ルフェヌロンの一日摂取許容量を0.014 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)に通知することとなった。

- ・特定保健用食品「素肌ウォーター」に係る食品健康影響評価について
- →事務局から説明。

「提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(消費者庁)に通知することとなった。

- (6)「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成26年5月分)について
 - →事務局から報告。

(7) その他

→「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ」の専門委員改選に伴う構成員の変更について、事務局から報告。